

# 特殊車両・過積載車両等取締を実施しました！

私たちが普段使用している道路は、車両の寸法や重量などの制限により通行できるように造られております。そのため、車両制限を超える車両（特殊車両）を通行させる場合は、道路管理者の許可が必要となります（道路法）。特殊車両の通行許可違反は道路を傷つけたり、重大事故を引き起こす原因となります。今回、仙台河川国道事務所と石巻警察署が連携（約30名が参加）し、秋の交通安全期間中に特殊車両及び過積載の指導取締を実施しました。

実施日：平成26年9月26日（金）

実施場所：鳴瀬車両検測所（東松島市牛網新下西地内）



▼許可証確認状況



▼検測状況



▼検測状況



▼機器による検測状況

※各写真は作業イメージであり、違反車両を公開するものではありません。

今回の取締では、特殊車両の許可条件違反が2件確認されたことから、是正指導を実施しました。特殊車両の運行においては道路管理者の許可が必要です。特殊車両許可制度については下記のURLから確認できますので、定められた車両の寸法、重量の違反等をする事が無いよう今一度確認をお願いいたします。

特殊車両許可制度について→

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

[特殊車両が関係した事故事例はこちら](#)